

計量法の概要

私たちの暮らしや経済活動は様々な計量器が支えており、もしも、その「計量器」が正確でなかったら社会は大混乱になります。

計量法は「正しく計量する」ことを義務づけている法律で、取引等に使用する「計量器」の検査や商品に表示する重さ等、計量に関する様々なことが定められています。

《主な計量器とその用途等》

計量器の種別	用途等
① 質量計	食品や医薬品の内容量表示、体重測定、出荷・入荷品の重量確認
② 燃料油メーター	ガソリンや灯油等の給油
③ タクシーメーター	走行距離等に応じた料金算定
④ 水道・電気・ガスのメーター	使用量の測定
⑤ 騒音計や濃度計等の環境計量器	騒音調査や水質検査

計量検定所では、正しい計量を確保し、皆さんの暮らしや経済活動を守るため、様々な業務を行っています。



所内関係団体のご案内

● 栃木県計量協会

計量検定所と協調し、計量制度の普及啓発等に取り組んでいます。また、栃木県収入証紙の販売や代検査(ひょう量200kg以下のはかりに限る)を行う一般計量士の紹介等を行っています。

(連絡先) TEL 028-667-9622 (FAX9426)
Email : t-keiryuu@sky.plala.or.jp
URL : <https://keiryuu.jimdofree.com/>

アクセスマップ・交通案内



○公共交通機関

東武宇都宮又はJR宇都宮西口からJRバス「芳賀バスターミナル」行き乗車、バス停「清原台入口」下車、北に徒歩12分(予定：LRT「ゆいの杜西駅」下車、北に徒歩12分)

○自動車

JR宇都宮駅東口から県道64号(宇都宮向田線(柳田街道))を東進、鬼怒川を渡り「刈沼町」交差点を左折後約700m(JR宇都宮駅から約8km)

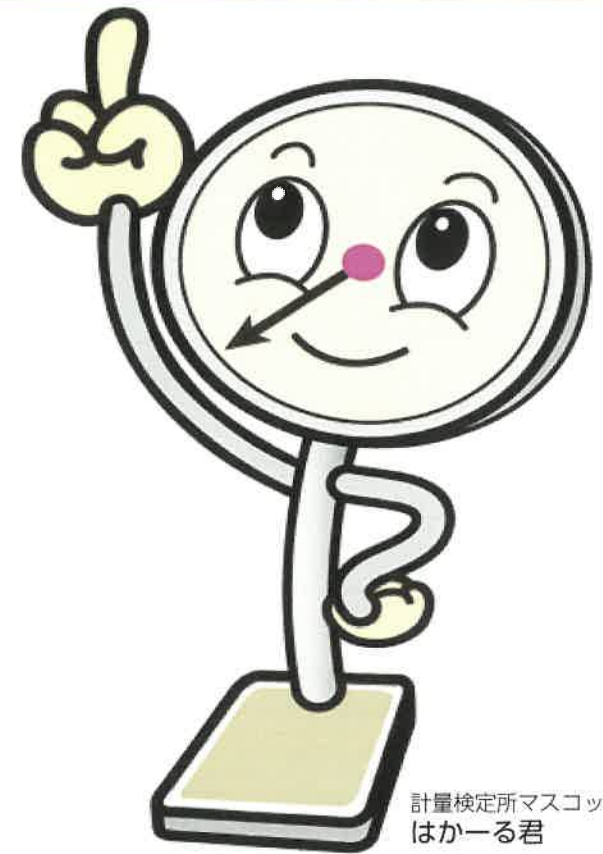


栃木県計量検定所

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-64
TEL 028-667-9425 FAX 028-667-9426
Email : keiryuu-kentei@pref.tochigi.lg.jp
ホームページ : [栃木県計量検定所](#) [検索](#)

栃木県 計量検定所 のご案内

—正しい計量で暮らしや経済活動を守ります—



計量検定所マスコット
はかーる君



栃木県

Tochigi Prefecture



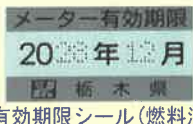
計量検定所の主なしごと

●計量器の検定

計量検定所では、計量器の構造や誤差が計量法の基準に適合しているかどうかの検査を行っています。この検査を「検定」と呼び、検定に合格しなければ、取引や証明に使用することはできません。合格した計量器には「検定証印」が付され、検定に有効期限があるものには、有効期限満了の年月を表示します。



検定証印



有効期限シール(燃料油)

※参考：「基準適合証印」
国が認めた指定製造事業者が付すことのできる証印。



〈検定の様子〉



自動車等給油メーター

正確な液体の量を計れる「基準タンク」に一定量のガソリン等を注ぎ、給油メーターに表示された量(10ℓ等)が適正になっているか検査します。



タクシーメーター

正確な円周(1m等)の「基準ローラー」上でタクシー車両を走行させ、料金が加算された距離が適正になっているか検査します。

有効期間のある主な計量器		有効期間
①	タクシーメーター (装置検査)	1年
②	燃料油メーター	
	自動車等給油メーター (設置型)	7年
	大型(小型)車載燃料油メーター等	5年
③	液化石油ガスメーター (タクシー充填用)	4年
④	水道メーター	8年
⑤	ガスメーター (都市ガス・プロパンガス)	7年又は10年
⑥	電力量計 (家庭用普通電力量計)	5年、7年又は10年

計量器には有効期間が定められているものがあります。①～③は期間満了前に再度検定を受け、合格すれば引き続き使用することができますが、④～⑥(子メーター含む)は、交換が必要です。

●計量器の定期検査

小売店やスーパー、病院などで取引や証明に使用されている「はかり」には、検定の有効期間はありませんが、計量法で2年に1回定期検査を受けることをはかりの使用者に義務付けています。

計量検定所では、特定市(宇都宮市)を除く地域について、各地を巡回して定期検査を実施しています。

なお、検査に合格した「はかり」には定期検査済シールを貼付しています。



定期検査済シール

※参考：定期検査は国家資格を持つ「一般計量士」が行うこともできます。一般計量士が行う検査は「代検査」と呼ばれます。

〈定期検査等の様子〉



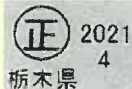
ばね式指示はかり



トラックスケール

「はかり」に正確なおもり(分銅)を載せて、「はかり」に表示された重さが適正になっているか検査します。

計量証明事業者が使用する計量器(トラックスケール、騒音計、濃度計等)も、種類ごとに2年若しくは3年に1回、計量証明検査を受ける必要があります。この検査は、計量検定所や計量器の使用場所で行い、合格した計量器には計量証明検査済シールを貼付しています。



計量証明検査済シール

ご注意ください



家庭用

取引や証明に使用する「はかり」は、検定証印又は基準適合証印が付されたものを使用してください。左のマークは、家庭用として使用する計量器に付されているもので、このマークの計量器は取引や証明に使用できません。

●立入検査

消費生活必需品など、特定の商品を計量して販売する場合には、計量法で量目公差の遵守や内容量の表示義務が課せられます。計量検定所では、小売店やスーパーなどに立入り、内容量の検査を行っています。また、ガソリンスタンドやガス販売店、水道事業者などについても、メーターの有効期限切れや不正使用がないか立入検査を行っています。

〈立入検査の様子〉



小売店・スーパー

陳列されている商品の内容を正確なはかりで計量し、商品ラベルの表示量が適正になっているか検査します。

量目公差について

量目公差とは、「実際の量と表示量の誤差」の許容範囲で、政令で定められています。なお、肉や魚から出るドリップなど食品由来のものは内容量に含まれますが、風袋(トレー、ラップ、吸水紙、わさび等の添え物)は内容量に含まれません。

●普及啓発

県民の皆さんに計量制度への関心と理解を深めていただくため、消費者の方に食料品の内容量調査をお願いする「計量モニター事業」や「はかり」の製作を体験する「親子計量教室」、「計量記念日」の製作を体験する「親子計量教室」、「計量記念日」の街頭PRなど、様々な取組を行っています。



親子計量教室



計量記念日街頭PR

計量記念日とは

計量法が施行された日にちなみ、毎年11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。

